

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社八尾サービスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の賃貸借及び管理
- (2) 土地、建築物の管理請負、除雪請負
- (3) 測量調査設計業務
- (4) 造園及び緑化事業の請負、設計、施工並びに管理
- (5) 緑化資材及び農薬の販売
- (6) 各種催事の企画、製作、運営
- (7) ソフトウェア、コンピュータシステム、電子機器に関する研究開発、製造、販売及びこれらの仲介業務
- (8) 委託による求人、求職情報に関する資料の作成及びその印刷
- (9) 飲食店の経営並びに飲食料品及び日用品、文具類の販売
- (10) 自動車運送取扱業
- (11) 旅行業
- (12) 公園緑地及び庭園の維持、管理
- (13) スポーツ施設の維持、管理
- (14) 旅館の経営
- (15) 公衆浴場の経営
- (16) たばこ、酒類の小売業並びに郵便切手の販売、印紙及びチケットの売りさばき
- (17) 宅配便、クリーニングの委託取次業務
- (18) 観光用みやげ物の販売
- (19) 自動販売機による飲料水、菓子、たばこの販売
- (20) 労働者派遣業法に基づく労働者派遣業務
- (21) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を富山県富山市八尾町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、1,467株とする。

当社の発行する額面株式1株の金額は、50,000円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義変更)

第8条 株式の取得により名義変更を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1 譲渡による株式の取得の場合には、株券

2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるとき、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議決の方法)

第16条 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当社の取締役は10名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以内に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(議決の方法)

第19条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の定めにかかわらず、会社法第370条に基づき、取締役会の決議の目的である事項についての提案につき、当該決議に加わることが出来る取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役及び監査役の任期並びに監査の範囲)

第20条 取締役及び監査役の任期は、取締役就任後2年及び監査役就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第22条 取締役会の議決をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第23条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の議決をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第24条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の議決をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第27条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式100株とし、その発行価格は1株につき50,000円とする。

(最初の営業年度)

第28条 当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から平成元年12月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第29条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第30条 発起人の氏名、住所及び各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりです。

(住所) 東京都港区西新橋一丁目5番10号

額面株式 60株 (氏名) 地域サービス株式会社
金 3,000,000円 代表取締役 高田 宏二

(住所) 富山県婦負郡八尾町福島字畑田151番地

額面株式 34株 (氏名) 八尾町長 橋本 盛典
金 1,700,000円

(住所) 富山県婦負郡八尾町新田151番地

額面株式 1株 (氏名) 太田 義一
金 50,000円

(住所) 富山県婦負郡八尾町上新町2786番地

額面株式 1株 (氏名) 平野 嘉一
金 50,000円

(住所) 福岡県宗像市朝野15番地

額面株式 1株 (氏名) 日高 照明
金 50,000円

(住所) 東京都世田谷区北沢4丁目7番10号

額面株式 1株 (氏名) 大林 直之
金 50,000円

(住所) 富山県婦負郡八尾町三田332番地
額面株式 1株 (氏名) 柳田 孝信
金 50,000円

以上 株式会社八尾情報サービスを設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成元年11月21日

発起人 地域サービス株式会社
代表取締役 高田 宏二

発起人 八尾町長 橋本 盛典

発起人 太田 義一

発起人 平野 嘉一

発起人 日高 照明

発起人 大林 直之

発起人 柳田 孝信

改正経過

平成 2年 11月 17日	発行株数
平成 8年 4月 5日	商号、目的、取締役の員数、営業年度
平成11年 5月 28日	目的
平成15年 6月 9日	発行株数、取締役及び監査役の選任の方法、監査役の任期
平成20年 2月 13日	目的
平成26年 11月 28日	発行株数
平成28年 7月 1日	監査役の範囲
令和 2年 4月 20日	取締役会議決の方法